



島根県報

平成27年 8 月 25 日 (火)

号外 第 142 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第601号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1029番13地先から同町1028番16地先まで	前	メートル 5.50～ 19.10	メートル 238.00	道路改良工事 拡幅	
			後	12.00～ 76.00	215.00		
"	"	浜田市長見町1028番16地先から同町1029番4地先まで	前 A	5.40～ 23.20	200.00	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	5.40～ 23.20		200.00
				B	16.00～ 70.00		102.00
"	"	浜田市長見町1029番4地先から同町940番3地先まで	前	A	4.00～ 47.00	1,535.00	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ
				B	10.00～ 94.00	920.00	
			後	A	4.00～ 47.00	1,535.00	
				B	10.00～ 94.00	920.00	
		C	11.00～ 28.00	305.00			
		浜田市長見町1018番12地先から同町1029番19地先まで					

浜田県土整備事務所

島根県告示第602号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市大庭町753番1地先から同市山代町477番6地先まで	メートル 279.00	平成27年 9月1日	松江県土整備事務所	
県道	湯里停車場祖式線	大田市温泉津町西田135番11地先から同番1地先まで	11.62	平成27年 8月25日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1029番13地先から同町1018番12地先まで	377.00	平成27年 8月27日	浜田県土整備事務所	
〃	〃	浜田市長見町1018番12地先から同町1029番19地先まで	305.00	平成27年 8月27日		
〃	津和野須佐線	鹿足郡津和野町溪村1585番13地先から同195番8地先まで	86.70	平成27年 8月25日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	